

58歳

年金



お話を聞いた人

高澤留美子さん
社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー。1958年秋田県生まれ。1996年高澤社会保険労務士事務所開設。年金相談やセミナー講師を務める。著書に「60歳からのライフプラン設計」(日本法令)ほか。

「年金加入記録のお知らせ」が届いたら、さあ、本気で取り組みましょう。

社会保険庁(以下、社保庁)は、年金受給前に年金記録を確認してもらうために、58歳時点で加入記録を本人に通知するサービスを04年3月から始めました。この新制度に基づき、06年9月末までの2年半で、414万6565人に記録を送り、全体の7割から回答を得ました。ところが、このうちおよそ36万人が加入期間や納付履歴が異なるとして、社保庁に再調査を求めていることが06年11月に明らかになりました。58歳。年金記録を受け取ったときが年金受給の考えどき。注意すべきことを学んでいきましょう。

年金制度の基本を理解しておきましょう

[図表1] 年金の種類と受給要件

- 国民年金……自営業者、農業者、フリーターなど
- 厚生年金……会社員など
- 共済年金……公務員、私立学校の教職員

自分はどの年金にどのくらい加入したか知っていますか? 「年金加入記録のお知らせ」が届いたら、まず確認しましょう。

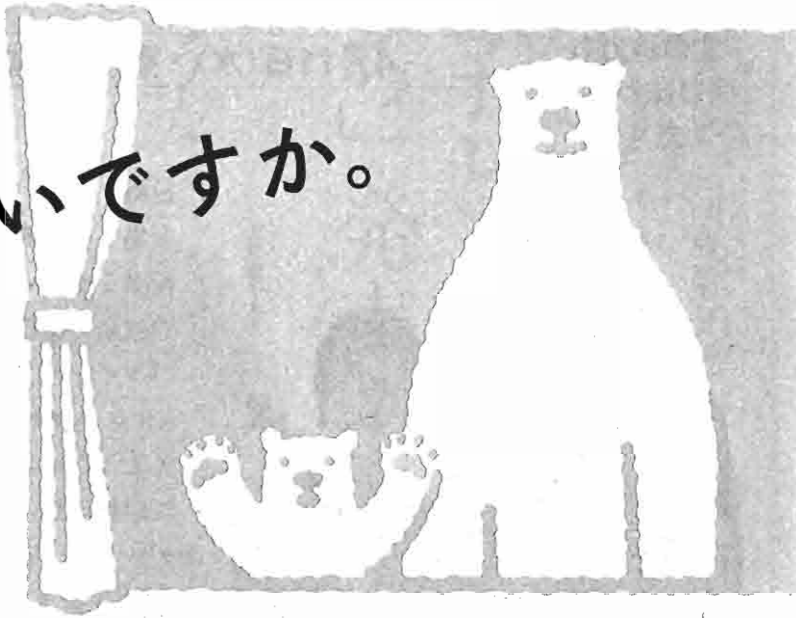
[図表2] 公的年金のしくみ

国民年金 基礎年金		厚生年金	共済年金
第1号被保険者 (自営業者など)	第3号被保険者 (第2号被保険者の被扶養配偶者)	第2号被保険者 (民間会社員) (公務員など)	

国民年金(基礎年金)は、満20歳以上60歳未満の国民は学生を含めて、すべて強制加入です。会社員や公務員は国民年金に加え、厚生年金や共済年金に加入しているわけです。

年金の受給条件は、年金制度に25年以上加入していることです。基礎年金の満額受給のために必要な期間は40年です。

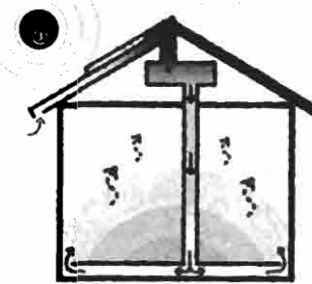
太陽熱で床暖房とは、人間もなかなかかしこいじゃないですか。



CO2削減にひと役。太陽熱を利用するOMソーラーの床暖房。

「太陽の床暖房」北から南まで全国で体感会開催中

詳しくはホームページで



軒先から外気を取り入れる→屋根に降り注ぐ太陽の熱で温める→温められた空気が床下へ送り込まれ蓄えられる→蓄えられた熱が床を温める。これがOMソーラーのしくみ。いわゆる床暖房と大きくちがうのは、太陽熱をダイレクトに活かしているところ。石油や電気などに頼らずに、自然の力を最大限に利用して快適な温度をつくり出します。

<http://omsolar.jp/>

OMソーラー 検索

OMソーラー協会 〒431-1207 静岡県浜松市村岡町4601 TEL.053(488)1700(代) FAX.053-488-1812 ☎0120-32-0086
自然を活用して上手に暮らす知識やヒントを紹介した絵本「住まい方の手引き」を差し上げます。お申し込みはホームページかフリーダイヤルまで。

「年金記録ミス」に遭った、Aさんを例に「すべき」を学ぶ

Aさん(58歳・女性)は、結婚する前の約5年間、民間企業に勤めていました。ところが、社保庁からの加入記録通知のハガキには「厚生年金の加入期間がゼロ」となっていました。この例をもとに、年金通知を受け取ったあとに「すべき」を順番に確認していきましょう。

Aさん profile

昭和23年4月6日生まれ、58歳のAさんは、22歳から26歳まで約5年間会社勤めをし(厚生年金)、27歳で結婚、専業主婦(国民年金)として現在にいたる。夫は会社員。このケースは夫が第2号被保険者、妻が第3号被保険者となる。

納付確認のポイント

- 1 「年金加入記録のお知らせ」が届く
- 2 年金加入期間を確認する
記録に誤りがあったら、再調査のための期間調査(※1)を求めます
- 3 受け取りかたのプランを立てる

【図表3】被保険者記録照会回答票の見かた

被保険者記録照会回答票 (資格画面)												
氏名	2 いきいきA子		生年月日	昭和23.4.6		基礎年金番号	0000-00000					
旧台0	新番0	沖繩0	カセット	0000-0000	整備							
年番・年金コード	整理記号		番号									
発生日	改定月	事由	得喪	日	種別	月額	原因	月数	会社名を 記号化したもの			
会社の所在地を コード化したもの					2171-7A1-000046	女性						
1つの会社に 勤めていた期間					5-45.05.01	2	028	1	005	厚生年金に はじめて加入		
					5-45.10.01	2	028	3	012			
					5-46.10.01	2	028	3	004			
					5-47.02.01	2	033	3	008			
					5-47.10.01	2	033	3	012			
					5-48.10.01	2	039	3	011			
					5-49.09.16			4		資格喪失 (退職日の翌日)		
					2132-7A1-000011	5-昭和		2	039	2	007	厚生年金に再加入
					5-49.09.20	7-平成		4				
					5-50.04.24							
合計	59	実期間	59	3加	0	戦加	0	40	以降	0		

厚生年金の加入期間が月数で表示されます

ばっと思っただけではわかりづらいですが、加入履歴が示されています。少なくともひとつの会社ごとからどこまでかがわかるようになれば、転職した会社の数を確認することができます。

58歳
なったら

1 「年金加入記録のお知らせ」が届く

58歳の誕生日の翌々月に、Aさんのもとに「年金加入記録のお知らせ」のハガキが届きました。

そのハガキを見ると、「厚生年金の加入期間がゼロ」になっていました。民間企業に勤めていたことをはっきり記憶しているAさんは自分が「年金記録ミス」に遭ったことに驚きます。

2 年金加入期間を確認する

ここでの大事なポイントは、「年金加入記録のお知らせ」の内容をきちんと確認することです。社会保険業務センターからの通知だからといって、間違いないだろうと思っただけでいいというものが鉄則です。「この年金加入記録は正しいか? この記録のほかに加入期間はないか?」ともう一度自分自身に問いかけることから始めてください。多くの公的制度と同様、年金も自己申告をしなければ受給することはできません。年金加入記録の真実は、本人の

記憶がすべてです。もし、ある企業に勤めていても本人がそのことを思い出せなければ、その分の年金を請求することはできませんから、この確認作業がいかに重要か覚えておいてください。そのためには今すぐにも年金手帳を確認してください。年金手帳が複数冊ある場合には、早めに重複取消(一本化)を行い、あわせて職歴メモをつくります。自分の記憶をたよりに期間、社名、住所を記入します。

60歳になったら

受け取りかたのポイント

- 1 老齢厚生年金の
裁定請求(※2)をする
- 2 国民年金の任意加入の
検討および手続き
- 3 裁定請求後に
年金の通知が届く

年金通知を受け取ったら、どう受け取るかを再確認
手続きによって年金受給額が異なるのでしっかりと
プランを立てましょう。

※1 期間調査とは、今まで自分がどの年金に何年何か月入っていたかという加入歴を調べる調査。
※2 裁定請求とは、年金を受け取る手続きのことです。

【図表4】「特別支給の老齢厚生年金」の構成

性別	生年月日	60歳から65歳前まで					65歳以降
		60	61	62	63	64	
男性	昭和16年 4月2日~ 昭和18年 4月1日生まれ	特別支給の老齢厚生年金					老齢厚生年金
		報酬比例部分					老齢基礎年金
		定額部分					
女性	昭和21年 4月2日~ 昭和23年 4月1日生まれ	特別支給の老齢厚生年金					老齢厚生年金
		報酬比例部分					老齢基礎年金
		定額部分					
男性	昭和18年 4月2日~ 昭和20年 4月1日生まれ	特別支給の老齢厚生年金					老齢厚生年金
		報酬比例部分					老齢基礎年金
		定額部分					
女性	昭和23年 4月2日~ 昭和25年 4月1日生まれ	特別支給の老齢厚生年金					老齢厚生年金
		報酬比例部分					老齢基礎年金
		定額部分					

をしました。用紙に記入、認
印を押して担当者に渡すと、
およそ2か月前後で回答が社
会保険事務所から送られてき
ました。その結果、約5年(59
月)の厚生年金加入記録が認
められました。

回答票の正確な見かたがわ
かれれば、加入歴の確認や年金
の請求をするために必要な期
間を満たしているかを、自分
で確認できるようにあります
が、実はこれがむずかしいの
です。また、社会保険事務所
の相談員は質問されたことに
は答えてくれますが、進んで
何かを教えてくださいるわけでは
ありません。そこで、ここか

3 受け取りかたのプランを立てる

年金の受給額は手続きによ
って大きく異なります。年金
の記録ミスの有無にかかわら
ず、受け取りかたのプランを
早めに立てましょう。

Aさんの年金の見込み額は、
次頁の図表5にあるとおり大
きく3つ考えられます。
1 もしAさんがミスに気づ
かず企業に勤めていた期間が

加入期間とされなかった場合
には、国民年金のみの受給と
なります。Aさんは60歳時点
で33年間国民年金に加入して
いることとなります。すると
受け取る年金額は図表5の①
となります。

2 企業に勤めていた約5年
(59月)が①に計算されると、報
酬比例部分、定額部分、老齢厚
生年金が加わり、受け取る年
金額は図表5の②となります。

3 さらに、国民年金を満額
受け取るために任意加入をす
ることとし、付加年金を支払
うと、老齢基礎年金が増額さ
れ、受け取る年金額は図表5
の③となります。

ミシンの音が
心を幸せにできる。



スマトラ沖地震による津波で被災したスリランカに赴き、縫製の指導をした中城茂彦子さん(76歳)

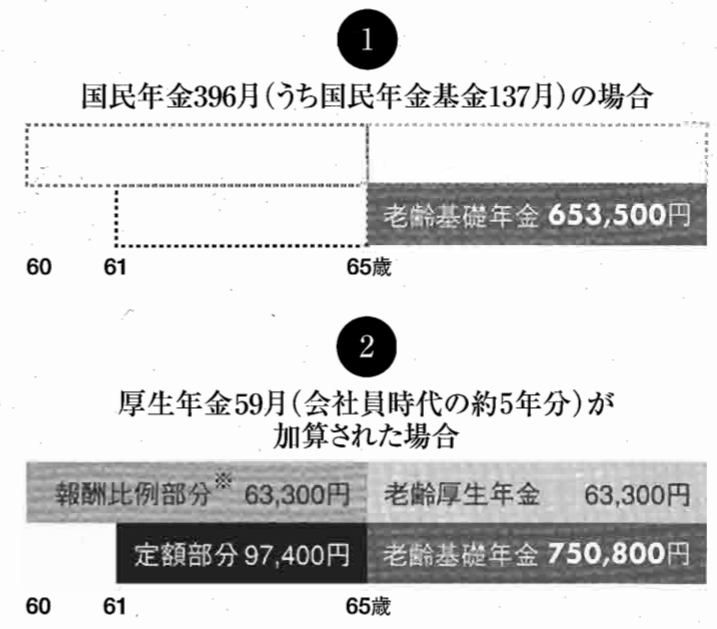
技能ボランティア海外派遣

日本のシニア世代のすぐれた技術や経験を海外協力を生かす草の根レベルの活動。これも日本財団が支援する海外貢献のひとつです。外国語が話せなくても、腕には自信があるという50歳以上のシニアの方のご応募をお待ちしています。

技能ボランティア海外派遣協会 ☎ 03-3506-7300

日本財団
The Nippon Foundation
日本財団は、総額の売上金の3.3%を財源に公益活動を推進しています。
<http://www.nippon-foundation.or.jp/>

【図表5】
Aさんの受け取れる年金額は
こんなに違う！



では58歳のAさんが60歳になつたら年金の受給手続きをどうすすめるのか見ていきましょう。

1 老齢厚生年金の裁定請求をする

Aさんは国民年金のほかに厚生年金にも加入してしました。Aさんのように年金を請求するために必要な期間を満たして、厚生年金の加入期間が1年以上ある人は60歳

から「特別支給の老齢厚生年金」を請求することができます。この「特別支給の老齢厚生年金」の構成は、生年月日と性別によって異なりますから、前頁図表4を確認してください。請求の手続きは60歳の誕生日以降に準備します。

2 国民年金の任意加入の手続き

何らかの年金制度に25年間加入し、そのうえで保険料を40年間納めると、満額の国民年金を受け取れます。60歳の時点で、納付期間が40年になるかどうかを確認しましょう。満額の

国民年金を受け取りたい、少しでも年金を増やしたいという場合は、65歳、場合によっては70歳まで任意加入できます。Aさんの正しい年金加入期間は、厚生年金に加入していた59月と国民年金396月(60歳まで加入した場合)の合計455月です。任意加入は最大480月ですから、Aさんはあと25月加入できます。この25月加入(合計480月)と付加保険料の支払いによって65歳からの老齢基礎年金が年4万6300円増額します。

3 裁定請求後に年金の通知が届く

裁定請求後に年金の通知が届いたら、年金証書は大切に保存しましょう。ご主人に先立たれた場合、遺族年金の請求に年金証書が必要です。年金は自分で請求することで納得できる年金額を受け取ることができます。これまで見てきたとおり、58歳時に届く「年金加入記録のお知らせ」がその重要なのは間違いありません。早いうちから本気で取り組んでください。

kabu

「タンス株」のニュースをご存じですか？ あなたの株券がただの紙切れになるかもしれない！

2004年6月に「株券の電子化」に関する法律が公布されました。これにより、2009年6月までの政令で定める一定の日に、上場会社の株券は一斉に電子化されることになっていきます。具体的には、実務界としては2009年1月とすることで合意が得られています。株券の電子化後は、株主の権利は証券会社などの金融機関の特別口座で管理されることになります。すでに株券を証券会社などに

を通じて証券保管振替機構(ほふり)に預けている場合は、特別な手続きは必要なく、電子化後もこれまでと同様に売買できます。自宅や貸金庫などに保管している株券は、ご自身の名義でない場合、株券の電子化後は株主の権利を失うおそれがあります。株券の電子化の前に名義書換をしてください。名義書き換えについては、取引のある証券会社または株主名簿管理人に問い合わせてください。

株券の電子化 知っておきたいポイント Q&A

Q 株券の電子化ってどういうことですか？
A 上場会社の株券は電子化後に無効となり、株主の権利が証券会社などの金融機関の特別口座で電子的に管理されることです。

Q 非上場会社の株券はどうなりますか？
A 非上場会社については、株券電子化制度は適用されません。すでに発行されている株券は引き続き有効です。

Q 株券そのものを紛失してしまつたのですが？
A 取引をしている証券会社や発行会社に連絡をして、該当する株式の株主名簿上の名義人が本人名義になっているかどうか確認してください。紛失した株券についての具体的な手続きについては、株券失効制度があります。発行会社または株主名簿管理人(名義書換代理人)にお問い合わせください。

Q 「特別口座」って何ですか？
A 株券の電子化にもなつて、証券保管振替機構に預託していない株主の権利を保全するために、

発行会社が信託銀行などに開設する口座のことです。特別口座は株式を売買するための取引口座ではありません。売買など処分する場合は、あらかじめ証券会社に取引するために開いた口座に残高を移す必要があります。また、特別口座は税制上の特定口座とは異なります。特別口座に入っているかどうかの確認は、発行会社または信託銀行にお問い合わせください。

Q 株主総会や配当金の通知はどうなりますか？
A 株券の電子化後もこれまでと同様に、発行会社から株主宛に通知が行われます。

読みはじめた日から、
がんばらない介護が
はじめられます。

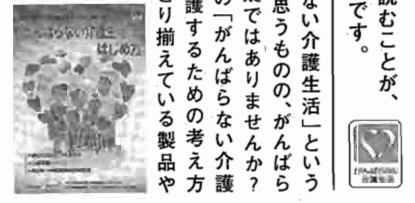


読む前



読んだ後

「がんばらない介護生活のはじめ方」を読むことが、
がんばらない介護生活を実現する第一歩です。
介護しているとよく耳にする、「がんばらない介護生活」という言葉、興味もあるし、はじめてみたいとは思いますが、がんばらない介護って本当にできるのか、半信半疑ではありませんか？
そこで読んでいただきたいのがアテントの「がんばらない介護生活のはじめ方」です。余裕を持って介護するための考え方から、排泄介護のアドバイス、アテントがとり揃えている製品やサービスの情報まで、がんばらない介護生活をはじめめる具体的な方法が、詳しく載っています。あなたもこの一冊を読むことで、「がんばらない介護生活」実現への第一歩を、どうぞ踏み出してください。



「がんばらない介護生活のはじめ方」および「がんばらない介護生活チェックシート」、
無料で差し上げます。
1120-137-834
※受付時間：午前9時～12時、午後1時～5時(土日・祝日を除く)
※応募は、1家族につき1回までとさせていただきます。
※受付期間：2007年2月末日まで。